

気候変動適応計画推進本部検討チームの運営等について（案）

農林水産省気候変動適応計画推進本部（以下「推進本部」という。）検討チームの運営等については、以下のとおりとする。

1. 検討チームの検討課題

- (1) 適応策等の実施に向けた施策の展開検討チーム（以下「展開検討チーム」という。）

地球温暖化や極端な気象現象により顕在化している課題等に対して、適応策の検討のみならず、現場への普及について国と地方の役割分担等を含めて検討する。

- (2) 気候変動による影響評価及び研究開発検討チーム（以下「研究開発検討チーム」という。）

地球温暖化や極端な気象現象が世界の食料生産、日本の農林水産業に与える影響について評価を行う。また、現在の影響に加え未だ顕在化していない将来の影響も考慮し、新たな適応策の検討に必要な研究開発の内容をスケジュール感を含めて検討する。

2. 検討チームの体制及び検討の進め方

- (1) 検討チームの長

展開検討チームの長は、大臣官房生産振興審議官とし、研究開発検討チームの長は、農林水産技術会議事務局研究総務官とする。

- (2) 検討チームのメンバー

各々の検討課題に関係する部局の課長等（別紙）で構成することとし、要すれば検討チームの下に補佐クラスの WG を設ける。WG は、検討チームの検討に資するため必要に応じ開催する。

- (3) 検討チームの開催

検討チームは、検討課題に応じそれぞれ会議を開催することとするが、検討課題が両検討チームの課題に広く関係する場合は、合同会議を開催する等、相互に密接に連携して検討することとする。

- (4) その他

検討チームは、必要に応じ、オブザーバとして有識者、メンバー以外の関係職員、その他関係者等の出席を求めることができる。

3. 事務局

検討チームの事務局は環境政策課が担当する。

農林水産省気候変動適応計画推進本部検討チームの体制（案）

○ 推進本部の下に以下の検討チームを設置する。

【適応策等の実施に向けた施策の展開検討チーム】

チーム長：大臣官房生産振興審議官

チーム員：大臣官房政策課技術調整室長

大臣官房統計部統計企画管理官

大臣官房環境政策課長

生産局農業環境対策課長

生産局畜産企画課長

生産局技術普及課長

消費・安全局動物衛生課長

消費・安全局植物防疫課長

経営局総務課災害総合対策室長

農村振興局設計課長

林野庁森林利用課長

水産庁研究指導課長

【気候変動による影響評価及び研究開発検討チーム】

チーム長：農林水産技術会議事務局研究総務官

チーム員：大臣官房政策課技術調整室長

大臣官房食料安全保障課長

大臣官房環境政策課長

生産局農業環境対策課長

農村振興局農村環境課長

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）

林野庁研究指導課長

水産庁増殖推進部参事官

〔 省内・省外オブザーバ：食料産業局新事業創出課

農林水産関係研究機関等 〕

○事務局 環境政策課